
平成22年第5回大和町議会定例会会議録

平成22年9月17日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	産業振興課長	庄司正巳君
副町長	千坂正志君	都市建設課長	高橋久君
教育長	堀籠美子君	上下水道課長	堀籠清君
総務 まちづくり 課長	遠藤幸則君	会計管理者兼 会計課長	浅野雅勝君
財政課長	千坂賢一君	教育総務課長	織田誠二君
税務課長	伊藤眞也君	生涯学習課長	八島勇幸君
町民課長	瀬戸啓一君	総務 まちづくり 対策官	千葉恵右君
環境生活課長	高橋完君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅井茂君
保健福祉課長	瀬戸善春君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主査	藤原孝義
班長	瀬戸正志		

【議事日程】

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委員長報告（平成21年度各種会計決算の審査結果について）
- 日程第 3 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 平成21年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 平成21年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 平成21年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 平成21年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 平成21年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 平成21年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 平成21年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 保育制度改革に関する意見書
- 日程第18 入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書
- 日程第19 所管事務調査の申し出について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後3時13分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

ただいまから本会議を開催するわけでありましたが、13日からただいままでの特別委員会を開催されたわけでありましたが、鶉橋委員長には大変ご苦労さまでございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番浅野正之君及び11番鶉橋浩之君を指名します。

日程第2「委員長報告」（平成21年度各種会計決算の審査結果について）

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成21年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長鶉橋浩之さん。

決算特別委員会委員長 （鶉橋浩之君）

報告いたします。

今定例会において、去る9月10日決算特別委員会に審査を付託されました平成21年度一般会計及び11の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の熱意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにします。

日程第3「認定第1号 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、認定第1号 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

反対の討論を行いたいと思います。

今回の21年度の予算ですけれども、歳入決算で152億8,000万、対予算で98.9%、それから歳出で148億600万というようなことで、実質収支でも3億7,000万の黒字決算となっているわけでございます。その中で、お金の集め方、使い方についての妥当性というものが私には欠ける部分があるのではないかとということで討論いたします。

小さいことと思われるかもしれませんが、生活保護世帯の滞納処分のことを質問させていただきましたけれども、その前提とした税金の徴収の業務、あるいはまた国民健康保健の資格証明書の発行など、税の負担の公平性を前面にした行政が行われております。税の徴収においては法律の上でも滞納処分の猶予という規定もある、担当の方は本当に大変ということでもありますけれども、そのことを活用しない行政というものには大変疑問が残るところでございます。

租税には三つの機能があるとされております。公共サービスの費用調達の機能、市場経済のもとでの提供困難なサービスの提供のための費用を調達する、そして所得の再配分、持てる者から持てない方にその富の再配分

をする、それから景気の調整機能、これは政府のやるようなことだろうと思うんですけども。そういう中で先ほども大分大きな問題になっておりましたけれども、町税の未収が大きな問題となっているところでございます。そのことによって、逆に医療を受けることをちゅうちょするような、そのようなことが起きる、町の行政の中によって起きてはいけないのではないかということでございます。

先ほども言いましたけれども、生活保護世帯の滞納世帯、これは本来やってはいけないことだと思われるところでございます。そういうことでの、先ほど言った所得の再配分機能についてが十分果たされているのか疑問が持たれるところです。

もう一つ、今回の決算の中でですけども、商工振興費の中で1億9,000万円、その中で企業立地奨励関係として1億900万ですか、約半分以上を占めているところでございます。逆に農業振興費で言えば2,200万、あるいはまた商店街の活性化対策事業というのであれば逆に150万という中で、本当に大きなお金が企業立地奨励という形で使われております。

例えばリサーチパークでも今企業が造成を行っておりますけれども、当たり前のお話ですけども、なかなか造成に入れなかった、これは言ってみれば経済情勢の中での行動と思われる。町内の事業所であればなかなか一度起こした事業というものは引き続き続けていかれると思われるんですけども、外から来た企業はさまざまな経済情勢によって本当に業務形態というものが変更が大きく出てくる、そういう中でのこういう財政の使い方ということについては非常に疑問があるということで、今回の決算についての反対の討論といたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。ございませんか。15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

まずその前に、この特別委員会、一生懸命みんなで努力をしながら活発な質疑があったわけでありますが、質疑のない方から反対討論が出てくる

ということでもありますから、私は十分質疑をいたしましたので、賛成の立場で討論をさせていただきたい。

まず、平成21年度の決算であります。これは議会の総意として21年3月議会で予算を議決をしている。それに基づいて執行部が町政発展のため、また社会福祉の向上、町民福祉の向上のために歳出をしてきているということでもあります。この企業の反対討論の中にありました企業の立地につきましても、企業が立地することによって雇用の創出、さらに町政発展に大いに期待される面があるということでもありますし、また税の公平の原則の中で生活保護世帯だけがどうというのではなくて、生活保護をもらわなくても低所得で頑張っている、そういう町民が町民の義務として納税をしている。

それを考えた場合、私は全体的な予算執行の中で、しかも最後に大和町の財政健全化等の審査意見を見ても、十分にこの町の財政は良好にあるということでもありますから、執行部のこの1年間の努力に敬意を表して、そして議会として議決をした、その予算が予算どおり執行されたことに敬意を表して賛成の討論といたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第4「認定第2号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計 歳入歳出決算の認定について」

議長 （大須賀 啓君）

日程第4、認定第2号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会

計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計 歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、認定第3号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計 歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第6、認定第4号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、認定第5号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 平成21年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、認定第6号 平成21年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第 9 「認定第 7 号 平成 2 1 年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 9、認定第 7 号 平成21年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第 7 号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第 1 0 「認定第 8 号 平成 2 1 年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第10、認定第 8 号 平成21年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第 8 号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第 1 1 「認定第 9 号 平成 2 1 年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第11、認定第9号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第 1 2 「認定第 1 0 号 平成 2 1 年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、認定第10号 平成21年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第13「認定第11号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、認定第11号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第14「認定第12号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、認定第12号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第15「認定第13号 平成21年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、認定第13号 平成21年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから認定第13号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第16「同意第2号 教育委員会委員の任命について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題としま
す。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、同意第2号でございます。

教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命す
ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇。氏名、渡邊國雄。生年月
日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別紙の議案説明資料をごらんいただきたいと思いますが、渡邊氏につき
ましては、学歴につきましてはごらんいただいておりますとおりでございま
す。主な職歴といたしましては、平成10年に仙台市の小学校長会・宮城県

小学校長会の副会長を務められました。また、平成10年5月には東北連合小学校長会・全国小学校長会の理事を務めておいででございます。平成11年5月より大和町教育委員会の委員に就任いただきまして、平成20年10月からは大和町教育委員会の委員長をお務めいただいているところでございます。

推薦の理由といたしましては、渡邊氏につきましては東北大を卒業後に大郷町立大松沢小学校を皮切りに、平成11年3月に仙台市立榴岡小学校を定年退職されるまでの37年間、教諭、教頭及び校長として教育現場の第一線で活躍されまして、また平成10年4月からは仙台市小学校長会・宮城県小学校長会副会長を、同年5月からは東北連合小学校長会・全国小学校長会理事をお務めになられております。

平成11年5月からは大和町教育委員会委員としてご活躍いただき、申し上げましたとおり、平成20年10月からは大和町の教育委員会の委員長として務めていただいているところでございます。

今月の末日をもって任期満了を迎えられることになりましたことから、再度教育委員としてこれまでの豊富な知識、経験、そういったものを本町の教育行政に対して貢献していただけるものと期待をしまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に13番大友勝衛君及び14番中川久男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

配付漏れはございませんか。

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

13番大友勝衛君及び14番中川久男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 12票

反対 5票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第17「委発第3号 保育制度改革に関する意見書」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、委発第3号 保育制度改革に関する意見書を議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

委員発第3号 保育制度改革に関する意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

それでは、保育制度改革に関する意見書(案)をご説明させていただきます。

意見書(案)につきましては、お手元に配付されているところでありますが、この件に関しましては、去る9月1日付で宮城県保育関係団体連絡協議会より陳情書が提出されたところであり、それに基づき意見書を提出しているところであります。

ご存じのとおり、今国民生活を取り巻く状況が大きく変化する中で、安心して子育てができる環境整備が求められております。中でも、子供を預けて働きたいという要望がこれまでになく高まっておりますが、現実には入れる保育所の数が足りないという状況が全国各地に生まれており、大和町においても例外ではなく、待機児童を抱えている状況にあります。また、待機児童が少ない自治体においても、未満児保育の需要は依然として高く、現在の保育所だけでは対応できない状況になっています。

こうした要望にこたえるためにも、公立保育所の整備拡充が求められているところですが、公立保育所に対する補助金が廃止され、一般財源化となったことにより、自治体の負担が大きくなり、事実上整備が困難になっているところではあります。現在、民間保育所の保育所整備に対する安心子ども基金はあるものの、基金の活用は平成22年度までとなっているところではあります。

そのため、国が公立保育所建設の目標と計画を明確に打ち出し、予算を組むことが強く求められているところではあります。国において、児童福祉法に基づく現行保育制度を堅持し拡充を図るためにも、さらには本町においても

大和町保育所の移転新築が考えられているところでもあり、社会文教常任委員会としても意見書の提出は必要ということになりましたので、下記事項について実行できるよう要望するものであります。

記として、1. 児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。

2. 保育所の最低基準を堅持すること。

3. 国は、市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。

4. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

5. 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式を基本とした保育制度改革は行わないこと。

6. 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。

7. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者、大和町議会議長、大須賀 啓。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「請願第2号 入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する
適正な評価に関する請願書」

議長 (大須賀 啓君)

日程第18、請願第2号 入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

それでは、入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書について、ご説明いたします。

今回提出された請願は、平成22年9月15日付で議長あてに、くろかわ商工会工業部会大和支部長、高嶋征夫さんから107名の署名をもって提出されたものであります。

現在、我が国は大変な不景気にあえいでいます。その中でも、建設業界は民間の仕事はおろか、公共事業も大幅に削減され、大変な危機的状況にあります。本町の建設企業も例外ではありません。このままでは雇用も減り、地元商店街にも大変な悪影響を及ぼしてまいります。また、本町に災害が発生したときは、地元建設企業は災害協力隊としていち早く災害現場に駆けつけ、重機等を使っての復旧に多大なる貢献をもいただいております。

今回、107名の方々の切実な願いに、我々6名の議員は胸を打たれ、紹介議員となりました。

それでは、請願内容を朗読し、説明といたします。

入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書。紹介議員、堀籠日出子、堀籠英雄、秋山富雄、伊藤 勝、中川久男、平渡高志の以上6名でございます。

請願の要旨。県内建設業界は、百年に一度と言われる大不況と依然として続く厳しい市場環境の中で、倒産・廃業する地元建設企業が後を絶たず、先行きが全く見えない非常に厳しい状況が続いております。

さらに、新しい政権においては、政策実現に係る財源を確保するため大

幅な公共事業の削減が示されており、現在の建設市場を取り巻く環境にあつては、長年にわたり社会資本整備を通じて雇用の確保と地域経済の活性化に多大な貢献をしてきた地元建設企業の存続はもはや限界であります。

こうした建設企業の経営基盤の悪化は労働者の賃金の低下、下請企業へのしわ寄せ、若年層の建設業離れによる技術者、技能者の不足等の建設産業全体への影響に加え、近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震等、大規模災害への迅速な対応にも影響を及ぼす事態となっております。

現在の入札においては、調査基準価格または最低制限価格を目安として、その基準価格帯付近への応札が集中する傾向にあり、依然として一般管理費も計上できない赤字覚悟の受注が頻発している状況であります。

これらの危機的な状況を踏まえ、建設業界の窮状をご理解いただくとともに、技術と経営にすぐれた優良な地元建設企業が適正な利益を確保し、地域経済の発展と雇用拡大に寄与できる健全な産業への再生・発展を図るために、入札契約制度の適正化について、次の措置を早急に講じられますよう強く請願をいたすものであります。何とぞ特段のご配慮をお願い申し上げます。

請願事項 1、入札契約制度の適正な制度設計について。建設企業が適正な利益を得られ、持続的な企業経営が可能となるよう実効性のある制度設計が必要であります。

その方法として、①一般競争価格を3,000万円以上とする。②予定価格の公表を事後公表とする。③最低制限価格制度による基準価格を90%とする。④低入札調査基準価格制度を導入する場合の失格判断基準価格を90%とする。

2、地元企業に対する適正な評価について。商工会は、地域の総合経済団体また中小企業の指導団体として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、さまざまな地域振興事業に取り組んでおります。

商工会会員事業所におきましては、災害復旧支援活動や道路・河川清掃活動等の地域貢献活動にも積極的に参加をしております。このような地域貢献に寄与する地元企業の育成と雇用の拡大のため、①（管内に本社を有する）地元企業の入札参加資格に実績の有無を問わない。②総合評価方式等においては、地域貢献度評価等、適正に評価される制度設計を強くお願いいたします。

地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。

平成22年9月15日。大和町議会議長、大須賀 啓殿。

請願者、住所、宮城県黒川郡大和町〇〇〇。くろかわ商工会工業部会大和支部長、高嶋征夫ほか106名でございます。

どうぞ何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、請願第2号は、総務常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第19「所管事務調査の申し出について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第19、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第5回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時01分 閉 会